

正会員規約

第1条（目 的）

1. 日本全国に組織を拡大し、全国ベースの処理対応力の強化を図る。
2. タイヤ業界を主導し、構築・整備するタイヤリサイクルシステムに即時対応出来る体制を構築する。
3. 全国ベースの情報を把握し、廃タイヤの適法、適正処理に寄与する。

第2条（組合員の使命と行動規範）

1. 組合員は良き企業市民であり、事業活動における環境保全、循環型社会の実現に重要な使命を担っていることを認識し、廃タイヤの適法で適正なりサイクル及び処理を行い、循環型社会形成に寄与していく。
2. 組合員は自社の業務拡大と同時に、常に組合全体の発展により社会に貢献することを考慮した活動をしていく。
3. 組合員が発展していくための問題点について常にオープンな討議を行い、個々の組合員にとってだけでなく、組合全体の発展に繋がる最善の結論を導き出すように努める。
4. 組合員は、組合員相互の地益を阻害するような行動・言動は厳に慎み、商売上のトラブルに組合は関与しない。

第3条（資 格）

入会にあたっては次の要件を満たされていることが必要です。

1. 廃棄物処理法にもとづく廃タイヤに関する「処分業」許可を受け、かつ廃タイヤに関する「産業廃棄物処理施設」又は「一般廃棄物処理施設」設置許可を取得していること。
2. 廃タイヤの処理・リサイクルを主たる事業とされており、相応の取扱量で原則5年以上継続して事業を行われていること。
3. 廃タイヤの処理・リサイクル事業を適正に、かつ、継続して行うことが出来る経理的な経営体制が確保されていること。
4. 協同組合日本タイヤリサイクル協会の趣旨に賛同し、組合事業の円滑な実施に協力して頂けること。

第4条（特 典）

1. タイヤ業界（JATMA、タイヤメーカー、タイヤ販売会社等）との協力体制の強化による廃タイヤリサイクル体制の維持・発展
2. 各地区の情報の共有化と業界の長期安定的発展への取組み
3. 廃タイヤの納入先の確保及び納入先との団体交渉
4. 廃タイヤ処理に関連する「廃棄物処理法」及び関係法令等に関する改正時の情報提供と対応支援
5. 産業廃棄物処理業許可等更新の許可期限の通知
6. 廃棄物処理法に適応した委託契約に関する助言及び支援
7. 排出事業者からの照会を該当会員に紹介

8. 各種研修会の実施（財務、安全、ビジネスマナー、コーチング 等）
9. 各種情報の提供 ・ ・ ・ 定例会議、JSRA ニュース等
（廃タイヤチップ輸入状況、燃料価格動向、ゴムくず・中古タイヤ等の輸出入量及び
価格動向、鉄スクラップ価格動向、鉄鋼・製紙・セメント業界等の代替燃料利用動向、等）
10. 次世代を担う人材の育成（青年部会活動）
11. 共同購買事業による購入価格メリットの享受

第5条（加 入）

1. 会員たる資格を有する者は、別に定める会員入会申込書（日本タイヤリサイクル協会事務局にて保有）及び必要書類を添付の上、これら資料を申請し、本組合の承諾を得て加入するものとする。
2. 前項の諾否は最終的に理事会において決する。
3. 会員として加入する者は、別に定めるところにより出資金、加入金、月次賦課金を納付するものとする。

第6条（出資金、加入金及び会費）

金額は下記のとおりです。出資金は退会時に返金いたします。

- ・ 出資金 1口1万円、100口（100万円）不課税
- ・ 加入金 11万円（税込み）（会員証、その他事務手続き費用）
- ・ 会員賦課金 3万円／月 不課税

第7条（脱 退）

1. 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することが出来る。
2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない

第8条（除 名）

本組合は、次の各号の一に該当する組合員を、総会の議決により除名することが出来る。この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

1. 長期間にわたって、本組合の事業を利用しない組合員
2. 出資の払い込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
3. 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
4. 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
5. 暴力団及び暴力団員との関わりが認められた組合員

第9条（そ の 他）

組合員について本規定に定めのない事項であって必要な事項は理事会で決定する。

付 則 この規約は2024年4月1日から施行する。